

# 第3回

## 食品表示一元化検討会

平成23年11月28日（月）

午後2時57分 開会

○池戸座長 それでは、定刻より少し前ですが、委員の皆様方はもう全員お揃いということで、少し早目に始めさせていただきたいと思います。本日は第3回の食品表示一元化検討会でございます。

出席状況についてですけれども、本日は全ての委員の皆様方にご出席いただいております。

なお、手島委員におかれましては、今回が初めての出席となりますので、恐縮ですけれども、簡単に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○手島委員 前回は議会でちょっと欠席させていただきましたけれども、私は国立医薬品食品衛生研究所の代謝生化学部の手島と申します。よろしくお願ひいたします。私自身は、主に新規食品あるいはアレルギー物質の研究を行っております。微力ではありますけれども、食品表示一元化のこの検討会の中で議論に加わらせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 よろしくお願ひします。

今日は本当に皆様お忙しいところをありがとうございました。

前回の2回目の検討会におきましては、食品表示の目的とか機能、それからわかりやすい食品表示のあり方、この2つの課題についてご議論をいただいております。これらの課題につきましては、前回活発なご議論をいただき、さまざまご意見をいただきました。また、資料につきましてもご意見をいただいておりますので、事務局におきまして、それらのご意見を踏まえて、前回の資料を再整理していただいております。本日は、この資料をたたき台として、食品表示一元化に向けた基本的な考え方についてご議論いただきたいと思っております。

また、前回、本検討会のスケジュールについて事務局から説明がありましたとおり、今回から個別の課題についてご議論いただきたいと考えております。本日は、事務局とも相談の上、加工食品の原料原産地表示の拡大を議題とさせていただいております。

そこで、まず事務局から資料を説明していただき、その上で議論を進めてまいりたいと思っております。

なお、本日は17時に終了する予定にしております。円滑な議事の進行にご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここでカメラの方につきましてはご退席をお願いいたしたいと思います。報道関係の方も座席のほうにお移りいただければと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

(報道陣退席、移動)

○池戸座長 議事に入る前に、まず事務局より資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、資料の確認でございます。お手元の議事次第に配布資料を掲げてご

ざいますけれども、本日、資料といたしましては、資料1「食品表示一元化に向けた基本的な考え方について」という資料と、資料2「加工食品の原料原産地表示の拡大について」ということで資料をご用意しております。

そのほかに、議事次第には書いてございませんけれども、鬼武委員、山根委員から資料を提供いただき、それを参考資料として今、委員の卓上のみに配付してございます。なお、これらの資料につきましては、今後、消費者庁のホームページに載せるかどうかということにつきまして、ご提供いただいた委員の方ともご相談いたしたいと思っております。今日は委員の皆様方だけの卓上配付とさせていただいております。

よろしゅうございましょうか。かなり資料のボリュームがありますけれども、議論の途中でも、落丁等がございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。では、よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 よろしいでしょうか。議論の中で、もし足りないもの等ございましたら、遠慮なく言ってください。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の1、「食品表示の一元化に向けた基本的な考え方について」ということで、本日は、配付されている2つの資料に沿って、「食品表示一元化に向けた基本的な考え方について」と「加工食品の原料原産地表示の拡大について」、この2つの議題について、まず事務局側から説明していただき、その上で委員の皆様方にご議論をしていただくという予定です。

それでは、事務局より、資料1「食品表示一元化に向けた基本的な考え方について」ということで、これをめくっていただくと目次があるかと思うのですけれども、I、II、その他の中で、Iの「新たな制度における表示の目的」と、IIの「新たな制度における表示のあり方」についてご説明いただきたいと思います。特に前回の議論を踏まえて資料を用意されたものもございますので、よろしくお願ひいたします。

○平山企画官 では、私のほうから資料の説明をさせていただきたいと思います。今、目次をご覧になっていただいていると思いますけれども、3部構成ということで、そのうちIとIIのところについて、まず私のほうから簡単にご説明申し上げたいと思います。

前回提供させていただいた資料につきましては、いろいろ貴重なご意見をいただきました。それを踏まえまして再整理した部分がございますので、それに沿ってご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきますと1ページということで、「I 新たな制度における表示の目的について」というところでございます。さらに1枚おめくりいただきますと、これは前回お示しした資料でございますけれども、順番を変えたり、あと健康増進法については、若干誤植がございましたので、それを直した上で再度ご提示させていただいております。

2ページ目から4ページ目のところ、これは各制度の改正と経緯でございます。

それから、5ページ、6ページ目でございますけれども、前回、消費者基本法の概要を

用意させていただきました。その際、基本理念から始まってございましたので、今回は新たに（1）ということで目的について加えさせていただいてございます。

続きまして7ページ目でございます。これも前回お示ししているものでございますけれども、表示事項で義務なのか任意なのかよくわからないというご指摘がございましたので、若干その補足をさせていただいております。具体的に申しますと、左側の表示例の中でございますが、アレルギー物質、これは原材料名の中には書いているのですけれども、それを外出しにして、一括表示欄の外に「アレルギー物質」「小麦、たまご、乳、大豆、豚肉」とございますが、これは一括表示欄の外でございますので、これは任意ということでございます。それから、栄養表示については任意表示だということで、それぞれ明記してございます。

右側の表示事項のところへまいりまして、色分けで義務表示、あと一部義務、それから任意表示と分けさせていただきました。基本的には義務表示なのでございますが、原料原産地、それと遺伝子組換えにつきましては、一定の食品群なり対象食品について義務ということで、一部義務とさせていただきました。栄養成分につきましては、ご案内のとおり任意ということで区分させていただいております。

それから、続いて8ページ目でございます。これは新しい資料でございまして、前回の検討会で大分ご議論いただきました、我々のほうからもお答え申し上げたものでございますけれども、イメージということで図にいたしました。これもるるご説明しておりますけれども、基本的に食品表示に関して「食品一般」を対象としている法律が食品衛生法、JAS法、健康増進法ということでございまして、その法律の中身を書いたものでございます。

そのうちの真ん中のところがいわゆる食品表示に関する部分でございまして、それが右側のほうに「新法へ」と書いてございますので、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示に関する部分を抜き出して新しい法律をつくるというのが基本的な考え方ではないかなと思ってございます。ですので、一元化後は、食品衛生法、JAS法、健康増進法のほかに、新しい法律、新法ができるということかなと思っております。

そこで、点線が二重になってございますのは、一番右の健康増進法をご覧いただきますと、「特別用途表示の許可」と、これがその間にあろうかと思います。ご案内のとおり、特別用途表示、いわゆる特保等でございますけれども、ここは一般の方が全て飲食するということではなく、たとえば血圧の高い方が健康のために飲食するということでございますので、場合によっては青い枠の中、いわゆる皆様方が普段食べておられる食品というものに係る表示だけを新法を持っていくということがあろうかなと思いまして、とりあえず2通りつくり、ご提案させていただいたところでございます。これについてもご議論いただければと思ってございます。

続きまして、9ページ、10ページ目は、参考といったしまして、新法に移行する予定の各条文を簡単に抜粋してございます。これも後でご議論の際にご参考にしていただければと

思っております。

それから、11ページ目でございますけれども、前回、食品表示の目的についてはかなりご議論をいただいたところでございます。そのご意見を踏まえると、大まかに2つの案がご提示されたのかなと思っております。左側の案1でございますけれども、これは基本的に消費者の合理的な商品選択というものが、一義的には達成すべき目的ではないかということ。その際、消費者においては、食品の安全のために選択する、あるいは健康を増進するために選択するということで、そういったものについては、商品選択の際の要素の一つとして位置づけられるのではないかという考え方があつたかと思っております。

案2のほうでございますけれども、さはさりながら、食の安全というものは、人間の身体・生命に係わる話でございますので、重要であるということでございますので、たとえばということにいたしまして、消費者の商品選択に並べて、たとえば衛生上の危害の発生の防止、あとは健康増進とか、さらには公正で自由な競争の促進といったものを並列して、同等なものとして目的に位置づけるということがあろうかなと思っております。

さはさりながら、案1、案2ではなくて、上にございますけれども、「あるいは」として「それら以外の案」の、案3、案4といったものが考えられるところでございますので、その辺を含めて、さらに今日ご議論を深めていただければと思っております。それがⅠでございます。

1枚おめくりいただきますと、Ⅱとして、「新たな制度における表示のあり方について」ということでございます。1枚おめくりいただきますと、これは前回お示しした資料でございますけれども、再度掲げてございます。食品表示を大変わかりにくくしている要因ということで、言葉の統一感がないとか、わかりやすく整理されていない、あと文字が小さいということとか、一方ではできるだけ表示を多くしてほしいといったさまざまな意見があったということでございました。

それを踏まえて前回ご議論いただいたところでございますけれども、14ページに表示の考え方（案）というものを用意させていただきました。1番上のパラグラフは、基本的には消費者と事業者との間の情報のいろいろな意味での格差を正すということ、言いかえれば、消費者に的確に情報を伝えるという観点から、もう一度食品表示を見直してはどうかということがあろうかと思います。

その際、基本的な考え方ということで、これも前回、ちょっと時間がございませんでしたけれども、ご意見をいただいた中で、主に2つあったかなと思っております。左側の案Aでございますけれども、そこは、現在の表示事項を原則として維持した上で、さらに消費者の方に関心のある事柄を容器包装に記載してはどうかということが案Aでございます。

それから、案Bでございますけれども、容器包装、パッケージのほうは、たとえば前回出た、用語がちょっと難しいといったこともございましたので、まさに予備知識の少ない方が見ても理解できるといった内容を中心に記載し、しかも現行よりなるべく簡素化してはどうかということ。さらにはアレルギー表示のように健康に直接関連する事柄といった

ものをわかりやすく表示してはどうかと。ただ、容器包装に書き切れないということもあるかと思いますので、その場合には容器包装以外の媒体を活用できるということ。翻つて申し上げますと、容器包装に全て書けるものであれば、それは書いていただくということかなと思っております。

一番下にお書きがございますけれども、義務的表示事項をふやすことは、それを表示する事業者の方にとってはコストアップになる可能性がある。さらには、それがめぐりめぐって消費者価格に転嫁されてしまう可能性があるということがございますので、その場合には、そういうコストを消費者の方にもご負担いただくという可能性があるということを若干留保させていただければと思っております。

それから、ちょっとその後、ただ文書では議論が難しい面もあると思いますので、一応イメージ（案）というものを用意させていただいております。15ページにその凡例を付けてございますが、左側のピンクのところが現行制度の表示例でございます。これは、実際に市販されているものの表示をそのまま記載してございます。若干の前提を置いて記載してございますけれども、右側のオレンジ色の①案は、なるべく表示事項をふやしてみたというものでございます。一応、①案の前提でございますけれども、原材料の上位2品目については原料原産地を表示すべきであるということ。それから、添加物についても、物質名に用途名または一括名を併記しなさいと。それから、製造者の名称及び所在地を表示して、いわゆる製造所固有記号は使っていない。それから、栄養成分についても、一般表示事項に加えて、トランス脂肪酸とかといったものを表示してみたというものでございます。

それから、下の青色の②案でございますけれども、これは逆になるべく簡素化したという案でございます。たとえば、アレルギー表示については、原材料欄に書くことをやめて、欄外に一括で表示することとか、原材料、添加物も、上位8位、仮に8品目を表示してみたらどうか。それから、容器包装には新しく添加物名を項目として立てて、用途名なり一括名のみを記載するというもの。それから、商品に責任を持つ者を表示すること。それから、製造者の名称・所在地を表示し、製造所固有記号は使わない。それから、栄養成分表示についても、一般表示を中心には書くということ。それから、一括表示欄に表示できないものはWEBサイトとかで書いておくということになります。

右下にお書きがございますけれども、かなり一定の前提を置いてございますので、現行のルールとはちょっと離れたところで、あくまでも案ということで示したものでございます。さらには、この案が全て決まるということではなくて、あくまで表示をふやしたらどうなるか、簡素化したらどうなるかというイメージというものでご覧いただければと思います。

16ページ以下、3つほど例を示してございます。16ページ、とりあえず即席カップめんでご覧いただきますと、たとえば、右側のオレンジ色の①案でございますけれども、原材料名をご覧いただきますと、上位2品目、小麦と砂糖につきましては原料原産地が書いてあるということ。それから、ちょっと中段以降になりますけれども、添加物につきまして

も、用途名と物質名がそれぞれ明確に書いてあるというところ。それから、最後につきましては、製造者をちゃんと明記しているということ。あと栄養成分表示についても、飽和脂肪酸なり、トランス脂肪酸、コレステロールも併記してみたというところでございます。

下の②案でございますけれども、片や、こちらは大分簡素化してございますので、一括表示欄は、大分余裕があるのかなと思っております。ここで原材料とか添加物をかなり簡単に表示している部分がございますので、たとえば二次元コードを使っていただきますと、携帯電話等を通じて、右下にございます詳細な表示をお知りになりたい方はこちらをご覧いただきますと、添加物の用途とか、さらには原材料名が書いてあるということでございます。

16ページ以下、17ページはチャーハンのもと、それから18ページについてはシチュールウ、これは実際の市販されている表示をもとにして、仮定として①、②という案を用意してございますので、ご議論の際、参考にしていただければと思ってございます。

続きまして19ページでございますが、これは参考として、前回お付けした資料を再度掲げてございますけれども、容器包装以外、いろいろ考えられますけれども、そういうった場合、それを活用した際のメリットなりデメリットというものを、今回のご議論の参考になると思いましたので、再度付けさせていただきました。

すみません、大変駆け足でございますけれども、私のほうからの資料の説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

ただいま2つの議題について一括してご説明をいただいたわけですけれども、これからは、効果的にいろいろなご意見をいただきたいと思っておりまして、2つのうち最初のテーマのところを最初に議論をしてはどうかと思います。

具体的に言いますと、Iの「新たな制度における表示の目的について」、これはページでいうと、11ページまでの内容について、先ほどのようなご説明をいただきました。それで、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひします。

特に、先ほどのお話のように、特保の扱いとか、それから11ページのこの新法の目的(案)において、新たな表示制度のもとで想定される目的が、この前の意見を踏まえて2つの意見を掲げられていたと思います。これらを比較してどちらの案が適当かという観点だけでなく、あるいはこれらと異なった法目的のご提案等がございましたら、ご発言をいただければと思います。

それから、本日、先ほど冒頭でお話ししました追加の資料を用意していただいた鬼武委員、それから山根委員におかれましては、今の目的の議論と関連してご説明されるということがございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、とりあえず11ページまでのところでご意見をどうぞ。

二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 質問というか確認なんですけれども、8ページに点線で2つの枠があつて、

現行の3法を新法へというくくりなんですけれども、その中の健康増進法なんですけれども、栄養表示基準云々というのはわかるんですけれども、健康に係わる効能効果等の虚偽・誇大広告に係わる、そういう表示については、この新法のほうに移行するということではないのでしょうか。ちょっと確認のためにお伺いします。

○増田課長 まさに何を新法の掌握事項にするかというのはこれから議論ではあるわけですけれども、特別用途表示の許可の制度はある一定の健康上の用途に適するとか、あるいは特保、特定の保健の用途に適するということを表示することを許可させる制度です。この許可の制度と、要するに虚偽・誇大の表示というのは、基本的にセットになると思っております。したがって、少なくとも特別用途表示の許可を健康増進法において扱うのであれば、虚偽表示も健康増進法において扱うというのが整合性がとれているかなと思っております。

○二瓶委員 そうしますと、いわゆる健康食品と言われるものは、そっちの認可のほうの関係でくくられるものなんですか。いわゆる健康食品の定義が何ともはつきりしていないので。

○増田課長 まさにそれもからの議論だと思いますけれども、健康食品の表示許可は、まさに他の部分と違って、一定の商品に一律にこういうことを書きなさいというものは少し制度の仕組みが違っております、許可を得たものだけがこういうことを書けるという仕組みですので、今基本的に議論している表示とは大分性質が違うのかなと思っております。それゆえ、これはまさに新しい法律で何かを表示させるという制度を持っていくよりは、今の健康増進法において扱う方が座りがいいのかなと思っております。仮にそうであるとすれば、この表示の許可の制度と、まさに許可を得ないで虚偽・誇大表示がされた際に勧告や命令がありますという制度は一連のものと思っておりますので、特別用途表示の許可が一元化の新法に移管されず健康増進法に残れば、虚偽・誇大表示も当然健康増進法に残ると思っております。

○二瓶委員 とりあえず結構です。

○池戸座長 よろしいですか。

どうぞ。

○迫委員 今の関連なんですけれども、健康増進法の32条の2、虚偽・誇大表示の禁止規定。これは特保を前提とするものではなく、どちらかといえば一般食品の中にあるいわゆる健康食品についての虚偽・誇大表示があった場合に、それについて措置を行うといったものなので、特保と関連づけて考えるということ自体がちょっと位置づけとしては違うのではないかと思われます。この辺は、32条の2の扱いをどのようにするのか。実際にここでの運用についてはかなり難しいものもありますけれども、法の中できちんと定められている者ですので、これを消費者庁としてどうするつもりなのか。その辺をもう少し確認させていただければと思います。

○増田課長 32条の2は、もちろん特保以外のものでも規制の対象になるため、特保だけ

の制度ではないことは、委員の仰るとおりです。ただし、この特別用途表示の許可や、虚偽・誇大表示は、ある一定の保健機能あるいは保健の用途、非常に平たく言えば、食品のいわゆる健康上の機能性といった表示についての規制ですので、そういった意味で同じグループではないかと考え説明を申し上げております。

また、ここはなかなか難しいんですけれども、32条の2は、結局何かを書かなければならないといったことを定めているわけではありませんで、不適当なことを書いたときに規制がかかるというものです。今基本的に議論しているのは、基本的には義務表示、まさにこういったことを一律に商品に書かせることによって、消費者が見たときに何かがわかるようにしましょうという、まさに書かせることです。それから、要するに書かないことに対する規制ではなく、書くときの一定の、まさに虚偽であること等を書いてはいけませんであるとか、あとはこういうことを書くときには許可をとりなさいといったことは、規制の方法あるいは規制の対象となる商品の範囲等も係るため、これを全部まとめて一つの法律で扱うのもまた少し座りが悪いのかなと考えています。

ただし、いずれにしろ法律のどこの部分で規定されても、言ってみれば、新法で規定されても、健康増進法で規定されても、この部分は消費者庁の所管で、消費者庁が責任を持って運用していくということには変わりがありません。どの法律がどういった規定をしても、適切な執行をしていく考えですし、必要な制度面の手当ては当然消費者庁で行っていくことがあります。ここはまさに、新しい法律の制定の際に、どの範囲までを法律で規定すると法律の体裁としてうまく説明がつくだろうかといった点を議論するにあたり、この許可制度は、まさに許可なるがゆえに、性質がかなり違うのではないかということを申し上げたかったということでございます。

○池戸座長 今のご説明は、いずれにしても消費者庁の所管ではあるのですが、法律として健康増進法でやるのか、あるいは新法でやるのか、それから、先ほどのご提案で、特保とセットでやるのか、分けてやったほうがいいのかという議論だと思います。すなわち、先ほどの課長のご説明は、資料の案でやることではなくて、それについてご意見をぜひいただきたいと。多分先ほどのご意見は、一般的虚偽規定については新法のほうに入れてもいいのではないかというご意見でよろしいですか。

○迫委員 実際の運用をどうするかというところも考えていかないと、ここはかなり難しい部分だと思います。つまり、虚偽・誇大表示というものを発見して、それを措置していく、その一連の作業の中で、人的な資源とか、それにかかる時間とか、さまざまな制度をきちんと整えていく。ここは現段階では不十分なところであろうと思っておりますので、どういう形にすれば充実できるのか、そことセットで考えていかなければいけないではないでしょうか。

もう1点、今回の新法に関してなんですけれども、この新法の目的のところを明確にした後にそこの議論に入っていったほうがいいのではないか。提示していただいている11ページの案1、2のところでございますけれども、案1は食品表示の目的、それから案2は

食品表示制度の目的であって、これらは別のものだと思われます。まず、食品表示の目的というところが、消費者の選択に資するという、これはもう表示そのものは選択のためにあると言ってもいいのではないかと思っているところでございます。消費者の選択に資する要素として、食品の安全とか、国民の健康増進とか、または品質とか、そういう要素があって、そしてこれは実際どういうときの選択かというと、1点目は、その商品を購入するかどうかという選択にかかる部分だと思います。そして、次の段階では、今度はその購入した商品を食べるか否か、誰が食べるか、つまりこれは期限表示の問題とか、健康との問題とか、まさに食品の安全とか健康増進とかという視点での、もう一段階選択の時点があるのではないか。その2つの段階の選択ということを考えていったときに、「商品の選択」というより「食品の選択」という言葉のほうがより望ましいのではないかという思いがございます。

それから、制度の目的というところでは、食品表示を通じて、安全とか健康増進とか公正で自由な競争とかという、これは制度の目的のほうに位置づけられるものではないかということで、案1と案2は選択肢として示されておりますけれども、これはそれぞれの目的そのものが違うのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、11ページのほうのお話になっていますけれども、どうぞ。では、山根委員のほうから先にお願いします。

○山根委員 恐れ入ります。今日机上配付をしていただきました資料をごくごく簡単に説明させていただいてよろしいですか。よろしくお願いします。

これは3月の初めに関係省庁に提出したものですが、下線が引いてある部分が、新しい視点として加えたと言えるところです。目的としては、「この法律は、食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするために、事業者に対して、消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ、消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることとし、もって消費者の権利を確保することを目的とする」としています。合理的な食品選択ができるということが消費者の権利であり、その確保を目的とするということです。

食品の定義としまして、食品には、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く全ての飲食物を定義づける。アルコール飲料を含むということです。

表示の定義には、容器包装と、それ以外の商品選択に関する情報、たとえばカタログとかインターネット広告等を含むということ。

それから3番では、本法の所管、「内閣総理大臣（消費者庁）の専管とし、他の省庁に共管させないものとする」。

それから、表示事項には、共通表示事項と特定表示事項とを設けて、特定の配慮が必要

なものは別途内閣府令で個別に対応する。

3、生鮮食品の共通表示事項としては、ずらすらと書きましたけれども、品名、原産国・原産地名、食品添加物等に加えまして、栽培方法とか、遺伝子組換えについてを表示。

それから、4の加工食品、冷凍食品、食品原料及び飲料の共通表示事項としましては、品名の次に原材料名、これを多いもの順に表示して、かつ、主要なものにつきその含有割合を表示する。それから、製造業者・製造所は、固有記号は不可として、また原料の原産国・原産地名、遺伝子組換え、日付け表示、栄養成分等々を表示する、としています。

5では、内閣府令で特例を設けるものとして、表示媒体による特例、たとえば小さなパッケージのもの等への配慮とか、事業者の業態別による特例、あるいは対面販売等々の様による特例等を設けるという項も設けました。

それから、定義・規格等の設定ということで、内閣総理大臣は、食品の定義、表示に係る規格・基準、原産国・原産地の定義、日付け表示等の定義等を定めるというものです。

それから、誤認表示の禁止、規制手続（調査権限及び行政処分）等々の項がございまして、第6では、消費者等の措置請求、消費者において措置に不服があるときは不服申し立てをすることができるということ。

それから、損害賠償責任等がございまして、第8が適正表示規約。いわゆる事業者による自主規制ルールで、内閣総理大臣の認定を受けて規約を設定することができる。ただし、消費者の利益を害することとなるおそれがある場合は、これを認定してはならない等々。それから、表示ルールの自主基準に関しては、法律の運用に際して、規約で定めた事項を考慮する。

それから、第9では消費者団体訴訟制度を導入すること。

罰則等ございまして、第11の附則では、JAS法、食品衛生法、健康増進法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律及び米トレーサビリティ法のうち食品についての表示及び表示に係る規格・基準の設定に関する規定は、廃止する。

2で、景品表示法、特定商取引法及び不正競争防止法は、食品に関する表示については、適用しない。つまり、食品の表示に関しては一元化というもの。

以上が提案する要望案になります。もちろん、個別に議論すべき点はたくさんあるのですけれども、食品表示に係る法律や課題を一つにおさめた案として、ぜひ議論のベースとしていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

幅広いご提案をいただきまして、特に今議論している中身の目的のところですが、この案ですと、「消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため」といった表現になっておりますが、これは要するに、今日事務局で提示してある2つの案と別に比べる必要はないのですが、山根委員のお考えとしては、特に安全性を別個に並列に書いていますよね、選択するという内容と。そういう位置づけというこ

とでよろしいですね。

○山根委員 はい。

○池戸座長 ありがとうございます。

ちょっと待ってください。さっき手を挙げていたので、それでは、すみません、森委員から。

○森委員 案1、2について、これは質問ということです。前回の目的のところともかかわってくると思いますけれども、先ほどの8ページの資料のほうで、基本的には食品衛生法、JAS法、健康増進法という形の3法を引き継いで当分考えるということになっていますけれども、JAS法に関連する、品質に関する適正な表示を図ることといった目的が、11ページの案1、案2とともに、あるいは前回の目的の部分にも抜けていると思っているのですけれども、ここはなぜなのかということを質問させていただきたいと思います。

また、それに関連してという部分ですけれども、消費者庁及び消費者委員会設置法第2節消費者庁の任務及び所掌事務等第3条を見ますと、「消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」となっておりますし、品質に関する適正な表示を図るということがやはり目的に入っていないのはなぜなのかということについてお聞かせいただければと思っています。

○増田課長 今のJAS法が品質に関する適正な表示を義務づけているのは、まさに資料の8ページに書いてあるとおりであります。ただ、この品質に関する適正な表示という部分をどうするかというのは、今日資料2のほうでお示しする原料原産地においても、品質に関する表示に限定することを見直すべきではないかといった意見もあり、そういうことを踏まえて、案1、2では、品質に関する表示には言及していません。ただ、いずれにしても、案1、2は、前回議論があった際に、案があった方が議論しやすいとのご意見をお聴かせいたただければと思っております。案1、2はまさにたたき台ですので、なぜこの事項を表示するのかといった点よりも、この事項を足すべき、削るべき、あるいは他にこういったことを考へるべきということがあれば、積極的にご指摘いただいて、その上で議論していただければよいかと思っております。いずれにしても、品質に関する適正な表示については、他の原料原産地等の意見を踏まえて、案1、2では言及しなかったということあります。

○池戸座長 今の森委員のご意見としては、ここに書いてあるのは例示の表現とはいえ、その中で品質についてもやはり触れるべきではないかといったご意見でよろしいですか。

○森委員 今ご質問をしたわけですけれども、私のほうで考えておりますのは、基本的には案1でも案2でもなくて、今申し上げた品質に関する部分も含めて、たとえば、「衛生上の危害の発生を予防し、国民の健康の保護を図ること」、それが一つ。それから、食品の定義をどうしようかということもございますけれども、「食品の品質に関する適正な表示を図ること」。それから、「国民の健康の増進を図るための措置を通じ、国民の健康の向上を図ること」によって、「消費者の合理的な商品選択に資することを目的とする」と、

そういうことではどうかという提案でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

8ページでしたか、今の3法の目的を具体的に中に入れ込むという、簡単に言えばそういうご提案でした。

そのほか。中村委員。

○中村委員 もともと食品衛生法の表示の観点から言えば、選択ということはまずないわけとして、公衆衛生の見地から国民の安全を確保していくということがもともと食品衛生法の目的だと思うんです。だから、もともとその選択というのがあるわけではないと思います。したがって、先ほど山根委員から出されたように、これは今のことと並列でお書きになっているわけとして、そこの食品衛生法とJAS法が、法の目的が違うということですから、これは厚生労働省のその他のこれまでの報告等を見ても、法目的が違うわけであって、これは並列としてお書きいただく必要があるのではないかと思っております。

○池戸座長 そのほか、どうですか。すみません、丸山委員のほうから。

○丸山委員 食品衛生法と、JAS法と、それから健康増進法がそれぞれできている中で、消費者基本法が成立しているわけです。それで、本日のところ、資料も概要と基本理念を出してありますけれども、やはり消費者基本法に書かれている基本理念のこと、確保ということについては、安全と選択の機会と、それから教育の機会というのが確保としてあって、それから提供するものとして、必要な情報の提供があり、反対側の意見の反映があって、被害の救済といったものが基本理念で大切であり、そのようなことが満足されることは健全な環境の中で消費生活を営むことのためには大事なんだと書いてあると思いますので、そういう意味で言えば、新しく考えていく際には、消費者基本法に書かれている基本理念というものに引き付けて考えていくということが一つ重要ではないかと思います。

○池戸座長 その場合、書きぶりにもよるのですが、消費者基本法に基づくというのは非常に結構だと思うのですが、先ほどから出ている具体的な、別に3法にそのままをがっちゃんとこというわけではないので、新しい視点でということでいいと思うのですが、書き方の問題になるかもしれないのですが、具体的な公衆衛生なり安全性とか、それから先ほどの品質とか、そういうものをあえて書いたほうがいいのかどうかという観点からいうと、その辺はどうでしょうか。

○丸山委員 書き方については、たとえば食品衛生法にはこういうことがといったことをどうしても引きずる議論というのもありますけれども、こここのところでもう一度、書く中身については議論したものでというのが一番いいのではないかと思います。

○池戸座長 中川委員、いかがですか。

○中川委員 11ページの案1と案2でありますが、今まで委員のご意見を踏まえますと、法的な整理としては、表示規制は手段にすぎませんので、どのような目的に対する手段かを考えておく必要があると思います。目的として、消費者の合理的な商品選択ということもありますし、当然消費者の安全もありますし、それから場合によっては公正な競争に

資するということもあり得ようかと思います。したがって、その場合にちょっと注意していただきたいのは、「消費者の合理的な商品選択」という言葉は、これは解しようによつてはいくらでも広くなりまして、単に消費者の利益という意味で使つてしまふと、全ての規制法は消費者の利益のためとなつてしまひます。一般的に消費者の合理的な商品選択あるいは自主的・合理的な商品選択といった場合は、消費者と事業者の間でどうしてもある情報格差によって、消費者がある種搾取される、つまり、不当な、あるいは詐欺的な形で消費者が被害をこうむるといったことが起きやすいので、消費者保護を行う。そのようなかなり狭い意味で使います。いわゆる不当表示の禁止という意味で使います。虚偽的、あるいは誤認させるような表示は禁止しようという意味で、この消費者の合理的な、あるいは自主的な商品選択という目的であり、そういう意味ではかなり狭い意味で使われております。

ですから、11ページの案1でいくならば、食品の安全といひますか、安全でない食品はそもそも禁止のはずですので、表示の問題の場合は、安全なんだけれども、もう少しお情報を開示してほしい、たとえばアレルギー情報のようなものの書き方が誤認を生むとか、そのような観点から議論し、そういうものに限つて拾い上げましようということになるならば、案1はかなり狭いことになるかもしれません。

案2のほうは、これは、先ほど言いましたように、表示規制という手段に着目して、さまざまな目的のための表示規制手段があり、それを全部取り込もうということで、かなり大きな法律にならうかと思います。そうしますと、全部取り込んでをどうするのかというと、もう一つ目的といひますか、何のために一元化するのですかというものが必要であります。たとえば全体としてはわかりやすくするとか、もうちょっと別の目的のために、横断的に、すでにあるさまざまな目的のための、しかし表示規制という点では共通しているものを全て取り出して、それがかぶつてないかとか、重複していないかとか、わかりづらくないかという観点で見直すのだというのであれば、案2なのかなと思います。

そのどちらのイメージでいくのかを決める必要があると思います。たまたまですが、次の資料のⅡのところを見ていてもはつきりしないところがあったのですが、14ページです。14ページの一番上に「消費者と事業者の間の情報の質的・量的格差の是正」が表示行政の目的と言いつけていますけれども、これは表示規制を手段としていますけれども、目的としてはおそらく先ほどの「自主的・合理的」な選択のために、誤認あるいは詐欺的な表示を取り締まるという狭い意味なのかなと、多分普通はそのように使うと思うんです。もしかしたらもっと広い意味で使っているという趣旨かもしれません。しかし、この案Aと案Bを考えると、特に案Bの2行目がわかりやすいんですが、いろいろな人がわかりやすいと。不当に、あるいは詐欺的な表示を取り締まろうということではなく、字が小さい、あるいはたくさん入っていてわかりにくいという観点で、考え直そうということのようです。これは、欺瞞的・詐欺的な表示、不当表示を取り締まろうという意味ではなくて、もう少し違う観点が入っているのかなと。だから、案Bのようにいくのであれば、先ほどの

11ページは案2のほうであればわかるんです。しかし、14ページの冒頭には、情報格差の是正するための表示行政と書いてありますので、それは11ページで言えば案1に該当するのかなという感じで、そういう意味ではこの目的を決めるということは非常に重要だと。この新法の射程を決める問題です。どこまで見て、それをどういう関係から見直すのか。法的には別にどちらでもあり得る話です。ちなみに、他の資料を拝見しても、表示規制というと、誤認あるいは欺瞞的なものを取り締まるのだという古典的な消費者保護の発想から表示を見直そうという指摘がほかにもありますし、それに限るのかどうかというところを今決めなければいけない話だと思うんです。

○池戸座長 上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 私も、今の中川委員のご説明の2番で、一応案2で目的のところを見たのですけれども、結局3法の目的というものそれぞれを見ると、この2番で一応整理してあるのですが、この関係法規のところの目的の最後に、「健康の保持」、「健康増進」、そして「国民保健の向上」という、同じようなことを3つとも言っているという感じがするので、そのところを整理すれば、この案2でいいのかなと考えました。その中で、2番のほうは、規制していくという部分で、「食品の安全」という言葉がこの中に一つ入ると、いいのではと思ったところでございました。

それから、新たな制度における表示の考え方については、わかりやすい表示という形で私ども消費者としては考えるわけですが、案Bの中に「現行より簡素化」という、その簡素化というところの位置づけが何なのか。必要なものは除かないけれども、ある程度そこには、人によって求めるものが違ってきますので、正確な情報の提供という意味では、どこまで簡素化するのかというところを考えたところでございます。

以上でございます。

○池戸座長 そのほか。鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 事務局から案1、案2という新法の目的が提案されていますが、私のほうは、卓上に配付しました資料で少しコメントさせていただきたいと思います。

私がこの間考えていますのは、海外のいろいろな法規制が新しく変わってきているということで、特にEUもしくはオーストラリア、ニュージーランドなり、今世界では、食品表示法なりが時代を一新するような規制が議論されてきていると思いますので、そういうものを参考にして、本検討会でも議論の中で参照し、必要な事項を入れていただければと思っています。

提供資料ですけれども、ヨーロッパでは、かなり大々的に消費者新法、食品表示規則というものをつくるということで、これが一番直近の11月22日に新しい食品表示規則ということでEUのオフィシャルジャーナルに掲載されました。これが具体的には今後、大まかな中身については決まっているわけですけれども、官報掲載後3年を経てから適用されるということで、実際に議論が始まったのは2008年1月30日で、ヨーロッパ委員会は「消費者に対する食品情報の提供に関する提案」を採択ということで、ヨーロッパ委員会のほう

が2008年に、食品表示をより明確で、欧州連合の消費者の要求により適合したものにする規則案を採択しました。この規則案の目的は、消費者が賢明な購買選択を行う際に必要な基本情報を、読みやすく、わかりやすい形で得られるように、EUの食品表示のルールを刷新し、改善することにあるということで、ここがスタートティングポイントになって、3年かかって議論してきたということです。

具体的に、ページ番号は振っていないのですけれども、2ページ目のところに「新しい食品表示法の特長」ということで、オフィシャルジャーナルにはかなりの長文があるのですけれども、要約すると、目的のところに書いてありますように、食品の表示、すなわち食品情報の提供は、消費者が情報に基づく選択を行い、かつ消費者が食品を安全に利用するためのベースを提供することにより、高いレベルの消費者の健康と利害の保護の追求を目的としていると読み取れます。この関係では、消費者は、健康もしくは経済的、環境、社会または倫理の観点から選択を行うであろうということで、健康の中には健康増進を含んでいますし、環境の観点、また倫理の観点では、動物福祉やフェアトレードの点からも、消費者の選択の中で行うかもしれないということで、EUのほうはかなり重装備で議論を進めてきています。一方、日本では現行の3法ですけれども、これまでの法律を編纂してきて整理したということです。

2ページの下は、欧州委員会なり、欧州理事会なり、欧州議会の採択ということでやっているということで、具体的には、3ページのEU食品ラベルコントロールということで、今までいろいろな形で栄養成分表示なり、他の注意表示、カフェインの表示とか、一般食品表示とか、アレルギーの表示とか、いろいろ個別の表示規則が出ていましたけれども、それが統一されるイメージになっており、これまでの食品表示に係わる法規制の変遷が年表となっています。これはインターネットで見つけました。

このような経緯によってEUでは新法の提案がされています。あと具体的には、お手元の提供資料【この資料は、消費者庁のホームページに掲載していません】が、11月22日に発表されたEUのオフィシャルジャーナルに掲載された「消費者に対する食品情報の提供に関する2011年10月25日のヨーロッパ議会の、および理事会の規則(EU) No 1169/2011」の仮訳（計58ページ）を付けています。この中で、先ほども言いましたように、高いレベルの消費者保護を消費者のために提供するといったことで、2ページ目の（1）から今までの法律のところが書いてあるというところをまず見ていただきたいと思います。今回新たにEUのほうでは、これまで、3ページのところにありますけれども、栄養表示については義務表示になっていませんでしたから、今回改めて、栄養成分表示についてはこのEUのルールの中では義務化されたということあります。

これは、その前に出されましたヨーロッパの白書とか、そういう中でも食事というのは、（注；ダイエットを食餌と訳しています）健康の関係にということで、特にヨーロッパ委員会の白書の中でも、食事と健康で栄養表示が一定必要となる重要な情報であるということになりました、そういう形で書いてあるものです。

それから、ヨーロッパの中では、前々回に申し上げたように、いろいろな他の規制されているものが入っているということです。

それから、4ページのところに、義務的表示のところですけれども、食品事業者は視覚弱の人たちにもわかりやすい表示を求めるべきであるといったことと、それからあとアレルギーのことについても、ここでは(24)のところで触れられていますし、パラグラフ(25)のところでは、いわゆる新規、新しいナノマテリアルによるいろいろな食品技術、包材なり、食品そのものにナノ技術を使った食品加工が使われますから、そういうものと新規食品との関係についてレビューされるべきということが書かれてあります。

それから、5ページのところを見ていただきますと、これは後の議題2の原産国表示のところにも関係しますので、そこでもう一度話をさせていただきたいと思いますけれども、食品の原産国表示についても一定、特にヨーロッパのほうではBSEクライシス（英国では関心が高くこれまでも一定原産国表示が実施されていた）が起こりましたので、牛肉等についての原産国表示が義務表示として今後検討されるようになるだろうと思っています。

あと6ページのところに、今回、栄養成分表示について本検討会でも議論になると思いますけれども、ヨーロッパのほうでは、栄養成分表示を義務表示としてラベル表示することになりますが、重複して書く、たとえばラベル表示の表面に栄養成分表示を書いて、裏面にも栄養表示を記載するということで、いろいろなところに栄養成分表示が記載されているとわかりにくいこともありますので、一つの視野に入って見られるようにということも特徴的に栄養成分のところでは書かれてありました。国際的にはナトリウム摂取量が重要視されていますが、EUのところでは「食塩」という用語を使うといったことが書かれてございます。それが6ページのところであります。

そのような形で書いてありますと、7ページのところに追加的に、義務表示以外にも、任意でワンパッケージ、ワンサービングサイズ等での栄養表示をしたりということについても言及はされておりましすし、今回、栄養成分表示なり、アレルギーのこと、それから原産国表示のこと等が新たにルールの中では言及されています。

最後のところでは、字の大きさ等についても書かれてありますと、この8ページまでがEUのほうで採択した中身で、具体的には9ページ以降が、今回の一般的規定からくる、最後までもう申し上げられませんけれども、Annexの前の55条までがその中身になっておりまして、あとAnnexのIのところが栄養成分表示の書き方等です。それから、AnnexのIIがアレルギー・不耐性の問題となっています。あとは、字の大きさが41ページ目です。それから、義務的栄養表示の要件から除外されるものも商品としてはあるということで、栄養成分表示についてはこの辺が除外されるということについても議論になるのかもしれませんし、あと義務的詳細な表示等ということで、今回かなり綿密な法律改正の中身が準備を重ねて提起されたと、私はこれを大変重要な経過であり、新法であると見てています。

簡単ですけれども、以上でございます。

○池戸座長 貴重な情報をありがとうございます。これから個別の議論の中でも参考になる内容が含まれているかと思います。

それでは、先ほどの話に戻って……。どうぞ。

○市川委員 先ほどの話に戻る前にちょっとだけ。今、鬼武さんが仰いましたように、ヨーロッパの話とか、それから、これから私たち日本で決める一元化の表示においては、コーデックス等を参考にして、消費者保護だけでなく、国際調和という面でも、先進国や他国のお手本になるような表示制度を目指すべきだと思います。まさに日本の食料の現状を考えば、まずその気持ちを伝えたいと思います。

それから、話を戻して、その目的のところですけれども、私も案1、案2でもなく、商品選択と安全ということをまず骨子にするべきだろうと思っております。安全という意味においては、先ほども出ました期限表示であったり、健康食品の問題であったり、アレルギーの問題とかというのがあると思います。それから、選択するということに対して、今日は議論する場ではないんですけども、選択肢という視点からすると、遺伝子組換え食品に関する表示は、本当に消費者が選ぶ権利がちゃんと担保されているのかという点においては、5%まで混入が許容されているという意味においては、甚だ問題であるのではないかと考えております。

以上です。

○池戸座長 そのほか、目的の関係でご意見は。手島委員。

○手島委員 目的のところでございますけれども、これは案1か、案2かということですと、案2のほうが、3法、食品衛生法、JAS法、健康増進法のそれぞれの目的を入れているということで、横断的な見直しという意味で、適しているのではないかと思います。

あとは、消費者基本法の中では、選択の機会の確保ということがございますので、3法に加えて、選択の機会の確保ということを並列にしていくという形で、案2が、どちらかというと、より目的に近いのかなと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他の委員の方で、どうですか。どうぞ、森田委員。

○森田委員 先ほどの鬼武委員の資料の中に、ヨーロッパでは、この規約案の目的は、「消費者が賢明な購買選択を行う際に必要な基本情報を、読みやすく、わかりやすい形で得られるように、EUの食品表示のルールを刷新し、改善することにある」とございました。その一方で、先ほど中川委員も仰られた14ページのほうの表示行政の目的は、「消費者と事業者との間の質的・量的格差の是正」という部分と、ヨーロッパにおける「読みやすく、わかりやすい」という部分とは、かなり対立するような部分もあるんだと思うんです。私はどうしてこの14ページにいきなりこうやって言い切るのかよくわからないんですけれども、先ほどの案2に加えて、EUの目的である「わかりやすい」ということ、これは法律の目的ではないのですけれども、その部分は、この14ページの案のところでもいいんですが、目的をこの「量的格差の是正」一本に絞るのではなくて、読みやすさ、わか

りやすさに関しては、1回目、2回目からのコンセンサスであったということもありますから、次回の資料からは入れていただきたいということでございます。

○池戸座長 そのほか、どうですか。仲谷委員。

○仲谷委員 表示の目的というのは、消費者が商品を購入あるいは食されるときのデータ、情報ということだと思います。今、鬼武委員のヨーロッパの資料を拝見して、消費者というのはいろいろな観点から商品を選択し、それを食するということだと思います。現在この3法のみを視野に入れた議論になっているかと思いますが、実際のところはもっと、一部山根委員のような景品表示法の観点も出ていたと思いますけれども、もう少し幅広い議論でやるべきでは。

したがって「賢明な消費者の商品選択に資する表示」とは何かといったことを考えていくことだと思います。それと、義務表示をするということと、その情報を提供する方法、これは分けて検討したらどうかと私は思います。確かに、義務化する表示というのは、多くの消費者が必要とする情報であり、その情報を必要とする消費者には、前回も申し上げましたけれども、一括表示の枠等にとらわれず的確に情報が届く方法を柔軟に検討し、そのような観点で表示すべきだと。

それともう一つは、事業者の観点から言いますと、義務化以外の表示項目についても消費者が求める情報については提供しないという対応は、市場からの撤退をおそらく余儀なくされることになると思います。義務化以外の表示項目についても、ある一定のガイドラインを決め、それにしたがって、事業者が表示できるようにしたらどうかと考えます。

○池戸座長 目的については、皆さんのご意見は大体このようなところでよろしいですか。

委員の皆様方からご意見をいただくと、これは案1、案2に極端に書いてありますから、それにこだわることはないのですが、全体のご意見としては、基本法に書いてある「選択に資する」というところは、これは消費者としての利益の保護のような観点もありますし、非常に幅広い言い方だと思います。ですが、別途安全の確保という観点は、供給サイドからしても、事故を起こされては困る。それから、消費者としても、安全については基本的に非常に重要な分野であります。この部分についてはEUもそういう観点で書かれているかと思われます。具体的には、今鬼武委員から配られた2枚目のところに、「消費者が情報に基づく選択を行い、かつ」と書いていますから、並列で書いていますね。それで「消費者が食品を安全に利用するためのベースを提供することにより、高いレベルの」と、ここが非常に特徴的だと思われます。「高いレベルの消費者の健康と利害の保護の追求を目的としている」という言い方をされているのです。おそらく、先ほど森委員が言われたように、選択の中に品質の部分もありますし、他の健康の部分もあるだろうと。その辺を書いたほうがわかりやすいという考え方もあるかと思います。

それから、わかりやすい表示に関してですが、「わかりやすい」という表現がいいのかどうかというはあるのですが、そういう観点のものも一つ盛り込む余地もあるのではないかということですね。そういうご意見もあったように思います。

いずれにしても最終的には、キーワードを何にするかということにもよりますので、これは法律の文言としては、ここに書いてある、これは考え方ですから、この文字にこだわる必要はないのですが、最終的には、何々をもって何々するのところでは、我が国として少し誇れるような中身に変えたらどうかなと思われます。ただ、この議論は、ここできちんと最終的に決める必要はないし、できないと思っておりますので、とりあえず今日のいろいろなご意見を踏まえたもので一回、今度案をつくりまして、それでいずれにしても広く意見交換会とかパブリックコメントとか、そういうところでのご意見を踏まえてもう一度修正するといったやり方をさせていただいたらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。はい、どうぞ。

○中川委員 その方向に賛成ですが、その際に、皆さんのご意見を伺ってやっとわかってきましたんですけども、要するに今回の一元化というのは、古典的な意味での消費者保護行政ではなくて、すなわち不当表示を取り締まるという景品表示法的な発想ではなくて、まさに今、鬼武委員が仰ったヨーロッパの話で出てきましたけれども、あるいは仲谷委員が仰った賢い選択ですか、より高いレベルでの食品の安全。だから、安全ではないものをつかまされたのではなくて、より高い安全。たとえば遺伝子組換えについては、はっきりわからぬけれども、「私はこうしたい」という人がいる、だからその人に情報を提供するといった意味での選択です。そうしますと、従来の選択とは意味が違いますので、そこは条文をつくられるときに気をつけないといけないかなと思います。消費者基本法で確かに「選択の機会」とありますが、おそらくこれは古典的な意味の搾取されるような消費者というイメージがあつてつくられた言葉ではないかと思いますので、たとえばそのときには「必要な情報の提供」のほうがもしかしたら近いのかもしれません。もうちょっと調べなければわかりませんけれども、そういった点で景品表示法的な意味での表示規制とは違うのだということを明確にされたほうがよくて、その際には「選択」という言葉は非常に気をつけて使わないと、新しいことを言っているということをわかるようにしなければいけないと思います。それは、説明としては、たとえば、この表示規定というのは事業者の消費者に対する説明義務の一環である、その情報を使う人もいるし、使わない人もいるけれども、より高い賢い選択をするためだからといったことが一つの発想かなと。ちょうど国や地方公共団体には国民や住民に対して説明義務があるのと同じように、事業者も消費者に対して説明義務があるんですけども、それをより充実させ、そしてかつ無駄のない、事業者にとって不当なコストがかからないような、そういう表示規定のやり方を統一することによって、それぞれの目的である食品安全とか健康増進とか、それをより効果的に実施し支援するといった整理になるのかなと思いましたので、そういう意味では案2のほうに近いのですが、案2の冒頭の「選択」云々というのはちょっとある意味では注意しなければいけないかなと思いました。

○池戸座長 貴重なご意見をありがとうございます。

おそらく条文にするときは、目的というのは、かなり文言が限られてきて、あまり細か

く書くとまた縛られますので、その場合には食育基本法のように前文のところで少し説明をするというやり方もあるかと思います。

今日は非常にいろいろなご意見も頂戴し、大分焦点も絞られてきているかと思いますので、とりあえず目的については先ほどのような扱いにさせていただきたいと思います。

時間ももう4時15分になりましたので、その次のⅡのところの「新たな制度における表示のあり方」ということで、20ページまでについて、引き続きご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。特に、14ページの「新たな制度における表示の考え方（案）」において、新たな表示制度の基本的な考え方方が示されております。先ほどもう既にご意見等いただいておりますけれども、これに対するご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。どうぞ、中村委員。

○中村委員 意見ではなくて希望なんですけれども、16、17、18ページに出していたいているラベルの案というか、表示例ですけれども、こういうのはこれを見るだけではわからないので、したがってレシピを貼り付けてもらうとか、あるいは製造方法を付けてもらう等して、だからこうなるんだということでやらないと、これは結果だけ見ていてもわからないんです。私たちは食品業界におきましたけれども、詳しいレシピがあって、詳しい製造方法があって、だから現在の法律でこうするんだと、こう書くんだということをやってきたわけです。多分、今も皆さん、そうされていると思うんです。したがって、16、17、18ページのようなものをお出しitただくときには、ぜひともレシピとか製造方法を記載していただきたい。これはお願いです。よろしくお願ひします。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。これは非常に極端な話として、現行のもの、現行といつても、これは先ほど事務局からお断りがあったのですが、想定を踏まえて想定として作られたものが、①案、②案ということです。①案は、わかりやすいというところの表現としては、本当に食品自体のこととか、食品に関連したものをもう少し情報として載せたほうがわかりやすいというお考えももちろんございますので、そういうものを踏まえた案。それから、逆にわかりにくいという中には、用語の統一、それからあと字の大きさが小さ過ぎて、せっかく見ていただくのにはちょっと見にくいでないかと。ちなみに、私の大学等でも、65歳の方にいろいろ聞きましたら、14ポイント以上欲しいという意見が多いのです。14ポイントだと……。確かに、今の例外規定で5.5というのもございますが、その大きさではとてもわからない、何とかわかりやすくしてもらいたいということ、これは近所の住民の方を集めてお訊きました。正直言って、表示する方も、せっかく努力されているので、わかりやすく伝えたいという意見は当然持っておられると思います。資料の例示では、極端な一つのバーコードという媒体しか提示していませんが、そのほか後ろのページの方に前回もお示しした幾つかの媒体等と合わせてやれるかどうかというご提案かと思いますけれども、どうでしょうか、ご意見は。では、堀江委員。

○堀江委員 消費者から見ると、現行制度に基づく表示例と、それから①案を見ますと、

どこが変わっているのかなというぐらい、字数がすごく多いなというのがちょっと気になって、見やすいのは②案ですね。アレルギー表示も表に出ていますので、非常に見やすいんですが、二次元コードを使ったというか、あとタグ表示のことは、よいこと、悪いことを後ろのほうに項目出しをしてありますけれども、そういうことが、たとえばこの二次元コードを使って原産国表示等も書いてありますけれども、そういう場合に、大きい会社は対応できるけれども、中小の会社は対応できるのかな、書きかえると随分お金がかかるのではないかかなという心配はあります。ただ、本当に見やすいというか、添加物のところ、特に着色料も、こんなに細かいことを書かれてもわからない人が多いかなとは思うんですけれども、そんなところで、実際に見やすいのは②案かなという気がしました。ただ、そういう二次元コードを使ったり、いろいろなことで調べられない人もいるので、その辺がどうかなと思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

この資料の場合ちょっと極端に多いものを並べたのですが、別に余裕のあるものもあると思うのです。だから、そういうのはちょっと考慮して検討する必要があるかと思いますけれども、どうでしょうか。どうぞ、山根委員。

○山根委員 14ページで案A、Bというのが出ていますけれども、前回からの議論もありますけれども、私はどうしても量をふやすか、減らすかという議論の提案に見えて仕がないんです。私が思うには、今の表示がわかりにくいのは、消費者が選ぶための消費者の権利としての表示になっていないことがあると思っていまして、義務化と任意が混在していたり、何かが入っていないと思っているのに入っていたり、たっぷり入っていると思っているのが入っていないかったりとか、あと時々出ますフリーとかゼロといった表示のあり方とか、そういった正しく消費者に理解が及ばないルールというのがたくさんあるからわかりづらくなっているということがとてもあると思っているんです。ですから、そういったことがなぜ起こっているのかということを、ルールの問題点をきちんと整理して改善していくことを行わないと、わかりやすさにつながらないのかなということはすごく思っています。それはとても時間を要することだと思うんですけども、できましたら、せっかくこういった一元化の検討が始まったのですから、あまり急がずにきちんと分科会なりをつくって整理していくとか、そういったことをしていかないと、きちんと踏み込んだ議論ができないのではないかと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

○中村委員 さっきも少し申し上げたんですけども、たとえば16ページの①案の表示例で、着色料のカラメル色素、クチナシ色素、ビタミンB<sub>2</sub>とありますね。そのビタミンB<sub>2</sub>は着色の目的であったとしたら、現行では、これはビタミンB<sub>2</sub>で物質名で表示されるというのはおかしいわけじゃないですか。だから私は、処方を出して、製法も出して、だから今の現行法でこうだと解釈をしていないと、①案のこれと現行法では矛盾すると思い

ます。いかがですか。

○平山企画官 すみません。今、添加物のご指摘がございまして、16ページの左側では、ビタミンB<sub>2</sub>という物質名で書いてあると。これは前々回、中村委員からご質問がありまして、基本的にはこれは物質名で書いておりますので、それはいいのかなと。①の案につきましては、一応一定の前提を置いて書いてございますので、ここはビタミンB<sub>2</sub>、一応それを確認させていただいたところ、着色料ということで使っているということでございますので、①案については、まさに目的を示しながら物質名で書くということでございますので、そういう意味では、①案は新しいルールというものを前提にしておりますので、若干その表示には齟齬（そご）があるかと思いますけれども、それぞれ、中身的にはそれぞれの考え方で書いてあるので、適当ではないかなと思ってございます。

○中村委員 現行法では添加物については目的で書くことになっているわけですから、用途が決まっていて、着色の目的で使っていたのであれば、これは明らかに着色料なわけですから、現行法ではビタミンB<sub>2</sub>というのはあり得ないはずでしょう。現行法でも、私たちは着色でビタミンB<sub>2</sub>を使った場合には着色料として表示したいと思います、今の事業者の場合は。いかがですか。

○平山企画官 前回ご説明申し上げた、基本的に物質名で書くのが基本となってございますので、そこはビタミンB<sub>2</sub>と、まさに物質名をそのまま書いてあるので、そこは現行ルールとしては適当ではないかなと思っております。

○中村委員 用途名併記なんです、着色料は。着色料については用途名併記だから、8用途については。したがって、着色の目的で使ったのであれば、用途が着色なので、着色料なんです、この場合はB<sub>2</sub>も。したがって、私はさっきも申し上げたように、こんな処方だよ、それぞれこんな目的でこうやったよと書いてくれたら、これをこういう解釈をしているということがわかるわけじゃないですか。私たち事業者は、皆さんそうだと思うんですけども、皆さん、そういうレシピを見て、製法を見て、最終的にラベルをこうするということを決めているわけです。したがって、わかりやすいとか、わかりにくいというのは、そういうレシピとか製法を見ながら議論したほうがいいのではないかというご提案を申し上げたんです。

以上で終わります。

○池戸座長 これは例示で3つたまたま載せていただいたのですが、また細かいそれぞれのところで、ちょっとこれはおかしいんじゃないかというところはあるのですが、そこは直すところは直すようにしていただくようにして、とりあえずイメージとして、ざっくりとしてこういう書き方があるという観点で少しご議論をいただけるとありがたいんですが。どうぞ、森委員。

○森委員 今、中村委員からご質問が出ておりますけれども、15ページの下のほうに書いてありますように、確かに現行のルールというものと、それから、これからこうしましようかといった部分が混在しているので、それはどう解釈していいかというのが非常に悩む

ところでございます。そこはもうちょっと何かうまく表現できるといいと感じております。ということが一つございます。

それと、こここの14ページに示されております案A、案Bでは前提として、増田課長のほうからは義務づけといったお話もあったわけですけれども、その後の15ページ、16ページと、具体的なイメージという段階につながっているところで、これはずっと義務づけを前提にお考えになっているのかどうか、その辺を確認しておきたいと考えております。というのは、特に今の15ページ、16ページ、これを全て義務づけということになりますと、実行可能性という観点からは、かなり多くの課題があると感じしておりますし、その辺のご説明をいただければと思います。

○増田課長 若干資料のご説明をしますけれども、①案というのは、あくまで今後さらに義務表示を拡大していく際に今の表示がどのようにしていくのだろうかというイメージをつくったものであります。もとより、現行制度に基づく表示例、ここでいうピンクのものも、もちろん商品は非常にさまざまですし、非常に単純な表示の食品も多くあります。そういう意味で、今、容器包装に表示することに特段が問題ないともいえる、まさに原材料が3つか4つである商品も多くあるため、そういうものは基本的に今までのままでいいのではないかと考えています。一方で、ここに例を3つ出しましたけれども、最近、一手間をかけて1食分、いわゆるおかず1品になるような加工食品も増えてきております。ここで例示したのは、カップめんや、これにご飯をまぜるとチャーハンを作れるチャーハンのもと、といったものです。そういうものは非常に多くの原材料等が使われていて、表示も字数が多くて非常に見づらいということがあります。かつ、こういった食品は今後増えるのではないかと考え例示しております。

ちょっと戻りますけれども、あともう一つ、①案に加えたものは、そもそも今後どういったものが表示対象となるかが、これ自体が議論を必要とするため、現時点で決まっているものは全くないんですけれども、全く字だけを無意味に書いてもイメージがわからないのではないかと考え、ここで書いてありますとおり、たとえば原料については原産地を表示するとか、添加物については全て物質名プラス用途名にするとか、こういった仮のものを置いて、その結果どんどんさらに情報量、字数がふえていくと、現行のものがこのイメージのような形になっていきますというものを示したものですので、あくまで書いてあること自体は例とお考えください。そのことに何か意味があるということではありません。

②案のほうは、むしろ逆に、たとえば原材料等ですと、今は全部書くということになっていて、20個でも30個でもとにかく全部書くということになっているんですけれども、この②案では、たとえば原材料については、上位8個は容器包装に書くということにして、それ以降がある場合は、それは、たとえばここにありますとおりインターネット等といった容器包装以外のところに表示するということにするとか、添加物については用途名だけ書いて、物質名は容器包装以外のものに書くといった形で、いずれかの形では表示はするわけですけれども、容器包装における表示の情報そのものを少し簡素化できるような方策

を考えると、全体として、特にこういう複雑な商品については、見やすさが確保できるのかなと考えて、作成しました。そういう意味で、足したりするものは全くイメージですので、これが義務になるとかということは全く考えておりません。

以上です。

○池戸座長 どうぞ。すみません、こちらをご覧になって、ちょっと。

○市川委員 新たな制度における表示の考え方を示されました案A、Bについて、私は、この中から選べと言われましたら、2項目を除いて案Bのほうを基本的に良いと思っているんです。その理由としては、現在のものより、ルールと、実際に容器包装に書く表示の簡素化を目指すという、それにかなっているのかなと思うからです。

ただ、気になった2点というのは、イメージで示された部分で言うと、添加物の表示のところです。食品と添加物を分けて書くメリットがどこにあるのかというのが、まず1点。それから、用途名しか書かないのであれば、添加物ということはわかるので、これはむしろ食品と添加物を含めて、重量順に書くほうが、いろいろな情報が入ってよいのではないかと思っているんです。ただ、用途名とか一括名においては、その区別に必ずしも整合性がないと先ほど中村委員からも出ましたけれども、そういう課題があるので、これを何とかしなければいけないと思っています。詳細に書くことだけを消費者が本当に望んでいるのかなというのは、大きな疑問です。案Bの添加物の表示例のような詳細情報というのは、それを見て本当に重要だと感じる消費者がどれだけいるのか、ちょっと疑問です。前回の資料の6ページの消費者アンケートというところで、添加物がどの程度使用されているかをかなり気にしている、要はその割合、どれくらい使用されているのかという、それが表示優先度項目の第3位に挙がっていましたよね、確か。それであれば、日付、それから原産地の次に出てくる、どれくらい入っているのかと気になる人にこたえるのであれば、重量あるいはパーセント表示とか、あるいは重量順に表示してあげるとか、そういうことも消費者の目的にかなっているのかなと思いました。

容器包装以外の表示媒体の利用については、容器包装以外のところに表示することについては、私はあまり積極的には賛成しません。なぜかというと、中身と表示というのは一対一が基本だと思います。それを、一対一の基本を外すことによって、表示間違はあるいは記載漏れとか、不正確になる可能性が大きくなると、それによる、やれ自主回収だとか、そういう懸念が非常に高まります。ですので、容器包装以外の媒体を使う場合には非常に慎重に扱うべきだと考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 市川委員と反対なんですけれども、私は②案の簡素化はわかるのですが、①案に基づく表示の中で、主材料、全食品の多い順2番目までという、2番目という意味がちょっとよくわからないのですが、そこの1番、2番の材料重量順に原産地もしくは原産国表示というのがこの中にあるのですけれども、それについては原材料名表示という

ことに賛成なんです。書き方にもう少し添加物のところが整理されるといいのかなと思いました。

それから、一つお願いがあるのですが、こういう形で①案、②案を言う前に、先ほどの目的のところに健康増進とか健康の保持と書いてあるのですが、そうであれば、もうそろそろ栄養価表示も義務になってもいいのではないかということを希望をいたします。それは、健康増進という意味もですが、いろいろな疾病を持った人が多くなっていますので、こういう表示を見ながらお買い求めになるという人も多分今多くなってきてているのではないかと思います。ですから、そういうスペースがちゃんとあるということが望ましいことと思っております。

以上でございます。

○池戸座長 では、仲谷委員。

○仲谷委員 案A、案Bのどちらかへという流れで今後検討するということなんですが、それ以前に、13ページに、「食品表示をわかりにくくしている要因」、どうすればわかりやすいのかという過去の消費者意識調査がございます。私の事前勉強が不足していて非常に申し訳ないんですが、たとえば「表示に用いる言葉は統一して、わかりやすく整理してほしい」については、どういう言葉が整理されていくかわかりにくいのかといったところを情報として今提供していただければ非常にありがたいと思います。

それと、「文字が小さくて見えにくい」。これはまさにそのとおりだと思います。私もかなり苦労するほうでございますので。そうすれば、次の「できるだけ多くの情報を記載してほしい」、これは相反することになる場合が多い。一つのパッケージにいろいろな情報を詰め込めば、当然文字は小さくなるということになるわけで、それでは、できるだけ多くの情報をと仰っている方はどんな情報が必要だと仰っているのかということが抽出され、そういうものを優先して表示するようにすれば、消費者のご希望に沿えるように少しあなっていかないかと思います。ですから、確かに案A、案Bということになれば、私は案Bのほうがわかりやすいなと思いますが、それは個人的な見解で、もっと違う意見もありますので、詰めていくべきだと思います。

○池戸座長 では、鬼武委員。

○鬼武委員 何人かの委員と重複することもありますが、ちょっとコメントさせてもらいます。

私はやはり今、①案か②案かという両極端なものだけで全体の話をすると、そこだけに引っ張られて、実際には現行の食品添加物表示はそんなに複雑で怪奇なものかとすごく疑心暗鬼になってくるわけです。ですから、現行の食品添加物の表示なり原材料表示で、たとえば複合原材料のようになってわかりにくい表示とか、もっと現行の表示でどうわかりにくいかという問題点を出してもらわないと、新しく両極端なものだけを出されて、それでどちらかということを言われても、多分冷静な判断をするのは難しいと思います。ですから、次回はぜひその点を、もし食品添加物のところで注目されるということであれば、

その辺の表示で、ぜひ、多いだけでなく、いろいろな食品群がありますから、パッケージも、それこそスナック菓子のように表面積が広くて非常にたくさんのスペースがあるものもあるし、カップめんのように少ないスペースのものもあるということをいって、現行の表示例を示されたほうが、我々も議論しやすいと思います。それが一つです。

あと、実際に、前回も確か森田委員が仰ったと思うのですが、いろいろな二次元コードなりホームページでの紹介というのがあるかと思いますが、ここでの原則として表示はラベルにというか本体にするのであって、補助的に何かそれでカバーできない部分は実施するということだと思います。世の中の動きはスピード感をもって変化していますが、食品表示が一足飛びに消費者庁が提示したような二次元コードとかスマートフォンで全部やるような世の中には変わらないと思いますので、その辺はもう少し現行のラベル表示ということで考えていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 では、順番にいきますか。どうぞ。

○迫委員 順番に伺わせていただきます。今の鬼武委員の意見にちょっと重複する部分がありますので、それにプラスしてお話をさせていただこうと思います。

この①案、②案、案A、案B、どちらかを選べという全体的な流れになってきたことに非常に戸惑っていたところでございます。この現行表示の中で一括表示の部分が非常に見にくいという、この問題点、ここをどう改善していったら非常に適切に情報提供ができるのか、これが大事な要點ではないかということを思っております。そして、そういう中で、一括表示の各項目の中で、パッケージのラベルの面積に応じて、残さなければいけないもの、他のところでも可能なものといった形で考えていくべき、一番わかりやすく、なおかつ情報量がきちんと確保できるのではないか。そういう意味で、②案の中で栄養成分表示とかアレルギー表示とかというのが別建てに出ております。これは現在のところ任意表示という形で別建てになっているのですけれども、一括表示という表現の仕方ではなく、別建ての表示を認めながら、区分けをして明確にわかるようにしていくという手法もあるのではないか。そういう意味で、①案、②案を選べと言われると非常につらいと付け加えさせていただきます。

以上です。

○池戸座長 それでは、田崎委員。

○田崎委員 案Aと案Bですが、案Aについては、「現在の表示事項を原則として」とあります。これは一つ大事なことです。というのは、必要不可欠な情報というものはあるわけで、これは絶対に外せないものが、JAS法にしても、食品衛生法にしても、共通しているものを含めています。

案Bにつきましては、1回目の議論で、今の表示は非常に複雑怪奇になっているということは皆さんのご意見にもあったとおりなので、容器包装以外の媒体を活用することも検討していく必要があると思います。ただ、容器包装以外のホームページ等に出すと、違

反の温床になってしまう可能性も一方ではあるので、慎重に検討していかなくてはいけないと思います。

それから、この①、②案の中で原材料表示、原料の原産地について表示がありました。たとえば、事務局が上位2品目は表示すると提案していらっしゃいますけれども、この根拠は明確にしなくてはいけないと考えます。たとえば原材料については、単品であるとは限りませんし、原材料自体が輸入の中間製品で、原産国の表示が必要になる場合等、そういうところを聞くと、たとえば中国でとれたイカがタイ国で干しイカになって、それが表示される場合は原産国はタイ国という法律になっているはずなので、そういう流れも酌んでいかなくてはいけない。それから、お茶の場合等はもっと複雑で、セイロンでとれたお茶を中間の段階で荒茶にして、荒茶にするのがたとえばイギリスだとすると、原産国は確かにイギリスになるような表示だと思うんです。そういう内容も、消費者に見てこない。今の①案、②案は、両方とも重要なものですから、原則として修正しなくてはならない、あと少し検討するところも踏まえて出していただければと思います。

あと、皆さんの意見の中では、健康食品等ですと、原材料がすごく複雑で、10種類以上にも到達するような商品があります。また、カップめん等も表示上は複雑なので、優先順位を検討していかなくてはいけないのかなと思います。

あと、キャリーオーバーといったものの添加物の表示、これもあわせて原案のほうで少したいていただくとよいと思います。

以上です。

○池戸座長 では、そのところで意見がまだあまり出ていないので、森田委員、どうぞ。  
○森田委員 ①案と②案のところで極端にイメージが違うという説明がありましたけれども、実はそうでもなくて、食品添加物においては、今まで議論をあまり深掘りしていないのに、いきなり用途名と一括名表記が表示媒体は異なるものの、両方とも義務づけられるという形に見えます。

また、製造所固有記号の撤廃についてなんですか? これも①案と②案の両方に記載されていて、②案は商品責任者という新しい名称になっています。製造所固有記号を撤廃ということの意味が私はよくわからなくて、ここはもしかしたら、一番最初の14ページの「消費者と事業者との間の情報の質的・量的格差の是正」という、この観点からもしかして来ているのだとすれば、そうであれば、製造所固有記号撤廃というのはちょっと話が違います。去年でしたか、ある事業者がきちんと届出をしていなかったということで大きな問題になりましたけれども、それは届出をしていなかったということで、隠していたということだから全部表示をするようにということでしょうか。もう信用できないから、ここで製造所固有記号を全部に義務づけるという方向性を一足飛びに消費者庁がこうやって明確に示されたということに私はちょっとびっくりしているんですが。

なぜ製造所固有記号を認めているのかというのと、2004年の食品表示の共同会議でも話し合われていて、これは何か事故があったときにきちんと保健所が迅速に対応できる

ようにというためであり、そしてこの記号の制度が利用される理由というのは、販売者がきちんと責任を持った上で、製造者が効率性・経済性の側面から選択できるようになるということ、それからコストの削減ができるという、この2点において製造所固有記号というものの長い歴史があったと思います。それを撤廃するということになると、デメリットとして、たとえばメロンパンを製造すると、メロンパンの製造所固有記号の20とか30工場とかでつくられている、その全部の工場で、固有記号ではなくて、製造所の住所を印刷したものを作らなくてはいけない。そのようなコストのアップというところが出てきますので、もしこれをするのであれば、きちんとリサーチをしていただいて、製造所固有記号を撤廃するということがどういう意味なのか、議論してもらいたいと思います。それから、私は製造所固有記号が消費者にとって必要かというのも、もちろんそれは何でも情報はあったほうがいいですけれども、ここでアドレスがダブルに書かれていることのわかりにくさがあると思います。それから、これは問題がちょっと違うんですけれども、今のようにある特定産地を避けるような状況が強まっている中で、製造所の住所がどこなのかを知るということで、そこはちょっと慎重に考えるべきだと思います。ですから、いろいろな理由において、どうして今この製造者の住所をここにダブルで表示しなくてはいけないのかということがわからないので、そこはちょっと教えていただければと思います。

それから、食品添加物表示においても、これは両案において用途名、一括名を表記しているんですけども、たとえば、一括名の表記で製造用材のこういうルールとかというのは、食品表示のルールだけではなくて、食品添加物をどう分類するかということをきちんと整合させて考えなくてはいけません。鬼武委員も仰っていた現行表示を検討することが先で、全部取っ払って書けば、2倍とか3倍の量になると思います。それを①案でも②案でも両方に、結局②案でも義務づけることになりますので、それを出すということについては、やはり慎重に議論しなければいけない。山根委員が仰られたように、添加物表記とか、そういうことに関しては、ぱっぱっとやるのではなくて、分科会というのをきちんと設けることを希望します。

○池戸座長 ありがとうございます。

○増田課長 念のために申し上げますと、先ほども申し上げましたとおり、ここで今挙げた事項というのは、あくまでも案としての表示のイメージをつくるためのものなので、少なくとも今後消費者庁が、この上位2つの原料原産地を書かせようとしている、全ての添加物の用途名と物質名を書かせようとしている、製造所固有記号をやめる、といったことは一切ありません。そこはよくご理解いただきたいと思います。

製造所固有記号について、なぜ②案目も書いたのかという点は、①案はどんどん足し、②案は何も足さないで簡素化したイメージをつくり、これは簡素化になったでしょうといつても、おそらく、②案は何も足さないのだから当たり前だ、といった議論になってしまふのではないかと考え、②案のほうでも少し足す事項があっても、ある程度簡略化すると、全体として見やすさが担保できるようなイメージを示すためにつくったものです。いずれ

にしても、これはもしかしたら会場の皆さんにも誤解があるかもしれません、ここに足したものはあくまでイメージのために足したもので、この一個一個について、消費者庁がこれを義務表示とすべきと考えているということでは全くないということだけは、ご理解いただきたいと思います。

○池戸座長 どうも15ページの右下の※印のところが混乱のもとになっているような感じなので、先ほどから言っているように、まず現行のルールの項目等の整理や工夫でもう少しわかりやすくなるのではないかということですね。その辺の議論から。それからあと、優先順位を付けるにしても、義務表示と任意表示の区分とか、それとあと、たまたまこれは二次元コードですけれども、代替として適用する意味があるかどうかということです。それも1つでなくとも、たとえば、これは企業にとって負担になる場合がありますので、他の代替媒体も検討の余地があるか。そうすると、後ろに書いてあるような別の媒体。ただし、それでやると、本来は今までのルールの中で表示をやらなければいけないから今ルールで決まっているものを他のものでするとなると、その担保措置みたいなことも必要になってくるのではないかと思うんです。要するに、代替媒体の措置が不適切な場合に対するペナルティとか、補償を何で担保するかということです。そういうことも含めての議論にしていかないと、これはなかなか難しい面もあると思うんです。

その他のご意見がおられたら。中村委員。

○中村委員 意見というか、先ほどのお願いなんですけれども、事例においては、たとえば次の原産地表示につながっていく話なんですけれども、場所のエレメントとしては5つあると思うんです。たとえば塩サバというのは、原材料名として「塩サバ（ノルウェー）」で、原産国で「中国」。これは中国でさばくからです。そして輸入者があって、「〇〇」から輸入したと。保存温度を変更したから、「保存温度変更者」とあるわけです。最後に販売者名と。その場所のエレメントからいったら、5つあるような場合もあるわけです、一つの例として。だから、こういう議論の中では、さっきは処方を事例に挙げてくださいと申し上げたけれども、場所であれば、系列としてこういう例もあるのだということで、だからどうだとか、もう少しありやすい議論をひとつご用意いただきたい。お願ひです。

○池戸座長 あと、森委員から。

○森委員 たとえば16ページでございますけれども、これにつきましては基本的にイメージということで、理解はしているのですけれども、たとえば①案は、非常に項目が多くなっていて、非常にわかりにくいわけです。実際に事業者から見ると、現在義務表示をしなければいけないのはこれだけではないということもお伝えしておきたいと思います。たとえば、前回もお話ししましたけれども、資源有効利用促進法（P E T、アルミ等のマーク）とか、特保マーク等いろいろなマークも付けなければいけないとか、当然規格をとつていればその規格も付けなければいけないということですから、さらにもっとふえますという部分がございます。皆さんお、この示された範囲の中でお考えいただくことになると、

またそれも違うのかなということをぜひご理解いただければと思っています。

あともう一つ、たとえば原料原産地のところも、小麦の後ろに3項目ついていまして、その後の砂糖についても3項目ついていますけれども、これを仮にラベル表示するとなると、36通りのラベルが必要になってしまいます。ですから、仮にイメージだとしても、かなり実行可能性という観点から見ると厳しい面があると実は思っております。いろいろなところがございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

当然、実行可能性というのは重要な分野ですので、それは後で書いていただけると思うのですけれども、それで、先ほどからご意見が出ているように、この根拠というのが、あまりデータがないようですね。先ほどの字が小さいとか、「分かりにくい」という中身が、具体的に何かというところがよくわかっていないということが正直言ってあります。本来的に、消費者が本当にわかりづらいのかどうか、それから何が具体的にわかりづらいのかといったところをもう少し調査すべきではないかなと私は思っています。それがないと、その議論をこれだけの資料でやるのは非常に危険ではないかなとも思っています。それで、消費者庁のほうで何か今アンケート調査の準備もされているということをお聞きしていますので、その結果も踏まえて、もう一回消費者の反応を把握する。それで、それを踏まえて、本当にそれが供給者のサイドからでどこまでできるかということの議論にもなってくるかと思います。ただ、先ほど幾つか出ていた、現行のところでも結構工夫できるというところは、供給者も消費者もお互いに重要な部分だと思いますので、その辺は一度案をつくって検討していただくという形にさせていただきたいと思いますが、時間がもう5時近くくなってしまっているので、その関連の調査のことで、もし今の時点で説明することや、何か予定されていることがあれば。

○平山企画官 今、座長からお話をございました。前回の資料をご提出した際に、アンケート調査はあるのだけれども、モニターの方に聞いている等、ある程度意識のある方を対象にしたものだったので、一般の消費者の声をお知りになりたいということがございました。我々の調査事業がございまして、その中で、消費者の方に、この検討会のために資する調査をしようかなと思っております。それはインターネットを通じてやりますので、不作為にいろいろな幅広い方の意見を頂戴できるということでございます。今、その調査項目とかを検討してございますので、なるべくその調査項目をいいものにして、この検討会にご提示できるようにしていきたいと思います。可能であれば、次回とかに一応こんな調査をするといったことはご紹介できればなとも思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○池戸座長 これは非常に重要なことですので、次回、アンケートの質問の中身みたいなものも示していただいて、皆さんのご意見を踏まえて、直接消費者がどういう感覚を持っておられるか、そういうところをこのアンケート結果を踏まえてまた議論という形にさせていただければと思います。

どうぞ、中川委員。

○中川委員 次回の要望なんですけれども、これは多分私だけが素人だからと思うんでございますが、現在、表示、義務表示になっているものにはいろいろ経緯があったと思うんですけれども、何の目的でこれが入っているのか、原材料を示すことが誰にどういう影響があるのか、あるいは、添加物でしたら、その用途を書くのと、物質を書くのと、なぜ両方書かなければいけないのかということです。その重要度も理解しながら、どこまで削っていくかと。単にわかりやすいだけではなくて、重要度というのはあると思いますので、そこも何か簡単な資料があると、議論しやすいかなと思います。

○池戸座長 わかりました。

今日は私の進行が悪くて申し訳ないのですが、もう時間が5時になってしまいました。若干延長は可能だということですので、とりあえず次の原料原産地のことなのですが、今日時間があまりないものですから、事務局のほうでとりあえず資料だけをまずご説明いただきまして、若干ご意見をいただくということで、引き続きの議論にしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、時間に限りもございますので、簡単にご説明したいと思います。資料2でございます。目次をあけてご覧いただきますとわかるかと思うんですけども、かなりの部分、これまでの経緯を一からおさらいしているというものです。ですので、前半は大分省略して説明したいと思います。よろしくお願ひします。

まず1ページでございますけれども、これは本当にそもそも論、まさに原料原産地表示を導入した背景とか経緯というものでございまして、簡単に申しますと、2つ目の箱にございますように、まずはいわゆる生鮮食品で原産地表示を義務づけたということでございます。これは平成12年のことでございました。3つ目の箱にございますように、その当時は、加工食品については、まだそこまではないだろうと。まさに原材料の原産地の差異が製品の品質の差異に与える影響というのはそんなに大きくないのではないかということでしたので、その時点では生鮮食品だけだったということなんですが、その後いろいろな問題があって、消費者の方から原産地を知りたいという声が強くなつたということがございましたので、1ページの一番下の箱にございますけれども、原産地に由来する原材料の品質が製品の品質に大きくかかかわっているような、加工の程度がそんなに高くない、どちらかというと生鮮食品に近い加工食品には原料原産地表示を義務づけてはどうかということで、加工食品についても原産地表示を義務づけたということでございます。

1枚おめくりいただきますと、これまで順次品目が拡大してまいりまして、今では22食品群、それから個別の4品目、これらが原料原産地表示の対象になっているということでございます。

それから、3ページ、4ページでございますけれども、これもかなり詳細に、当初8品目が表示義務化されましたけれども、そのときから今まで、今年は黒糖、あと昆布巻を追加いたしますけれども、その辺の経緯を書いたものでございます。ちょっと細かく説明し

ていると長くなりますので、省略させていただきます。

それから、5ページでございますけれども、これは直近で、平成21年、まだ消費者庁ができる前でございますけれども、農林水産省と厚生労働省において共同会議を設けておりまして、そこで議論を重ねた成果でございます。そこで大きく2点、まずは原料原産地情報の表示方法というものでいろいろな課題があるといった中で、どういった表示があるかということで、3つほどその場に提示されております。下の①、要は切りかえる産地を全て列挙する、可能性の表示というもの、②として、国産か外国産かといった感じで大きくくりで表示してしまってはどうかということとか、③では、一たん別の国で加工するという、A国で生産されたものをB国で加工して輸入するといった場合に、B国を、中間加工した国を原産国として表示してはどうかという3つの提案があったところでございます。

それから、6ページにいっていただきますと、これが義務対象品目を選定する際の考え方ということで、平成15年に議論になったときに、要件が大きく2つあるということで、1つは、まさに原産地に由来する品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目で、要件Ⅱとしては、その製品の原材料のうち、一つのものが半分以上を占めているといったものが基本的な要件ではないかということで議論されましたけれども、21年のこの共同会議でも、引き続き維持すべきとなったところでございます。

それから7ページでございます。これは消費者庁になってからでございますけれども、直近の原料原産地表示に関する意見募集の結果ということで、左側の欄に要望の多かった品目、右側のほうにはそれ以外でさらに要望があった品目ということで掲げてございます。

8ページにまいりますと、7ページの左側の5品目について、先ほどちょっと簡単にお話しした要件Ⅰ・Ⅱというもののが該当性について検討したところ、昆布巻と黒糖については要件Ⅰ・Ⅱに該当するのではないかということでございまして、消費者委員会の食品表示部会の審議等を経まして、今年の3月に対象品目として追加したところでございます。

それから、9ページへいきますと、これは消費者委員会のほうで調査会がございまして、そこで今年の7月に一定の報告書が出ましたので、その関係部分を抜粋してございます。

1のところでございますけれども、JAS法は、まさに品質に関する表示を行わせることによって消費者の商品選択に資するということでございますけれども、この調査会では、JAS法の範囲内での拡大の方策について取りまとめた。その後、消費者庁のほうで進めている今の一元的な法体系のあり方の中で、さらに議論を進めてほしいとなったところでございます。

それで、6で若干詳細に議論すべき課題ということが提示されていて、一番下のところで下線を引かせていただいておりますけれども、JAS法にとらわれない幅広い議論を行って、新しい法体系の中で対象品目なり選定方法が改めて設定されるということが期待されているところでございます。

続いて10ページでございます。これは今年の夏でございましたけれども、消費者委員会

のほうから、原料原産地表示拡大の進め方についての御意見をいただいたところでございます。先ほど下線部にあったところと同じようなことでございますけれども、JAS法の枠にとらわれずに、引き続き、消費者の方、事業者の方の意見も聞きながら幅広い議論をしてほしいということでございました。この10ページまでがこれまでの経緯ということでございます。

11ページに、それではということでございまして、まず黄色の枠の中でこれまでの経緯を振り返っております。それを前提といたしまして、2点ほど設定してございます。1つは、対象品目の選定の考え方ということで、まず①といたしまして、一般の消費者の方が商品を選ぶに当たって、原料原産地を判断材料とするものは何だろうかということをご議論いただければなと思っておりました。①の議論の中で、こんな商品、あんな商品というのが出てくると思いましたので、それをカテゴライズみたいなことをできるのかなと。そこを横ぐしで共通するメルクマールといったものは何かというものをご議論いただければと思っておりました。

参考として、繰り返しになりますけれども、これまで、加工食品の原料原産地表示につきましては、原材料の品質が製品の品質に大きく係わるような、加工の程度がそれほど高くなく、生鮮食品に近いものが、これまで順次義務づけられてきたところでございます。

それから③でございますけれども、選定方法についてもぜひ議論してほしいということがございましたので、今までパブリックコメント等を活用していろいろなご意見を頂戴してきたところなんですけれども、なかなか消費者の方のいろいろな意見を酌み切れないのではないかということでございましたので、これを解消するために、今までの手法に加えて、さらにどういった方法があるのかということを、なかなか難しいんですけれども、ご議論いただいて、お知恵とかをかりられればなと思って用意いたしました。

それから、12ページでございますけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、対象品目の考え方を整理したときに、その表示の仕方ということで、先ほど3つほど案があるということでございましたけれども、これらについて翻って考えると、どのように評価するか。3案以外にも表示の案があると思いますので、あるいはこれ以外の案もあるかなと思っております。

「なお」として書かせていただいたのは、先ほどちょっと触れましたけれども、表示を今後ふやすということについては、コストアップの可能性があるということで、めぐりめぐっては、最悪の場合、消費者の方もご負担するということに留意してはどうかと思っております。

13ページ、最後でございますが、ここは対象品目をふやすに当たっての課題というものが幾つかあるかと思っております。大きく分けると2つかなと。1つは、一番上の四角でございますけれども、原材料として輸入される中間加工品の存在ということです。海外では原料原産地を把握するということがあまり一般的ではないということでございますので、なかなか原料原産地の情報を入手できない場合があるのでないかということで、あ

と、実際に原料原産地を書いた場合、調達先が変わるというのは品目によってはかなりあるということでございますので、変わった場合にパッケージを切りかえるというのが事業者の方にはご負担になるのではないかなど。そこで、仮に他種類の包材を用意した場合、もう使えなくなったものはあとは捨てるしかないということであれば、さらに環境負荷というものが増えるということもあり得るかなということで、課題を幾つか整理してみました。

こういった情報を参考に、加工食品の原料原産地表示の拡大についてご議論いただければなと思ってございました。

すみません、駆け足でございましたけれども、資料については以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

この内容につきましては少し議論に時間を結構かけなければいけない分野でもありますので、本格的なご議論は次回にさせていただくことにして、むしろ、次回までに、何かこういう資料が必要だとか、そういうご提案をいただければと思います。どうぞ。

○迫委員 9ページでございます。この原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会には私も出席させていただきました。そして、その報告書の中でこの1と6番だけを取り上げられているのですが、実は2番のところで、原料原産地表示の目的と進め方で、その中で実際の進め方として、商品選択のための情報提供のあり方とか、わかりやすい表示の重要性、国際規格との関連性、実効性の担保の問題、そのような問題がきちんと書き込まれております。その議論の経過が全て外された上で6番だけが出てきている。そしてなおかつ、クリーム色に網かけがされている部分は、その議論の中でまとまらなかった部分を、こういう意見が出たということで後から列記された部分でございます。そういう意味で、ここだけを特記されてしまうと、結局、原料原産地表示が何のためにされるべきものなのか。少なくとも食品の安全性というものは原料原産地での担保はできないであろうし、健康増進という視点からもそれは担保できないだろうという議論がありました。にもかかわらず義務化を原則とするという言葉が明記されているところが全体の結論であると見られてしまうと、これはちょっと心外だと思っております。ということで、資料としては、きちんと報告書の内容を踏まえて全てを書き込んでいただくか、報告書を添付していただいたほうがいいのではないかと思います。

○池戸座長 ミスリードにならないように、誤解のないようにすることですね。

そのほか、どうでしょうか。どうぞ。

○田崎委員 12ページです。12ページにア、イ、ウと3つ列記されているのですけれども、これは21年度に食品の表示に関する共同会議で検討されて、まずアは、あまり消費者の選択に役に立たないというのが確か結論だったと。それからイについては、消費者というのは、外国産なのか国産なのかを知りたいのではなくて、外国産にあってはどこの国であるかが重要な情報であるということで、そうした消費者が多いのではないかという結論だったかなと思います。それから、ウについては、対象品目で消費者が知りたい情報というの

は疑問であるということで、原材料の範囲によっては検討が必要になるのではないか。最終製品に原料原産地表示をするためには、その原材料の産地情報が必須なのではないかと。よって、事業者の表示を担保するためには、表示（伝達も含む）が必要で、すでに結論が出ているものです。これを踏まえた上で、この案についてどう考えるかという事になるかと思います。よろしくお願ひします。

○池戸座長 では、鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 今日は時間がありませんので、卓上に配付しました提供資料のところに私が海外の状況を調べたことがありますので、次回にその点を少し報告させてもらえばと思います。1ページに書いてありますように、コーデックス委員会に加盟している多くの国では、原産地表示を品質に関連させていません。それで、他の国は原産地表示は消費者への情報提供のためにということで、そこが起点となって表示の規則をつくっている点もありますして、現在WTOでも、アメリカ等がSPS協定のところでアメリカ産ビーフについてカナダ等の国から訴訟を受けたりしていますので、そういう点をぜひ考察すべきと考えます。今日は時間がないので、これまでといたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。時間が15分も過ぎてしまって、申し訳ないです。

それでは、次回に回した課題もありますが、今日はいろいろなご意見をいただきました。それで、次回ですけれども、今回の前半の部分につきまして、今日ここでいただいた意見でまた整理しまして、皆様のほうにご提案させていただくということにしまして、それからあと原料原産地のほうもあわせて議論していただくという形にしたいと思います。

ちなみに、次回は来月の19日の月曜日になりますが、やはり3時から航空会館の大ホールということで、年末でございますけれども、お手数をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日は長時間、どうもありがとうございました。

午後5時15分 閉会